公 告

下記農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、令和5年6月30日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった利用権の設定に関して、令和5年9月4日付けで次のとおり裁定した。

令和5年9月5日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)
1	耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石119番	田	2, 634
2	耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石123番	田	756
3	耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石124番	田	1, 859
4	耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石125番	田	1, 968

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	
畑として	令和5年	5 年	20 005 111	
利用	10月25日	0 +-	28, 085 円	

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町8番2号

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社

理事長 芳見 茂

4 農地の所有者等の情報

農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局若松支局に補償金を供 託すること。